

人権コラム 10月号

「遅れている！」という前に…

大阪教育大学 佐久間敦史

コロナ禍では、エッセンシャルワーカーと、その子どもへの差別が起きました。改めて差別は、子どもの成長や、生命、生活を脅かすことが明らかになりました。学校教育では、先生たちが、細々とした配慮と安心、温かいまなざしで、子どもたちを迎えました。他方で、「オンライン垂れ流し授業」「宿題定期便」で困ったという声も聞かれました。家庭に経済力がある子、虐待などがなく家庭学習に集中できる子、自律して学習ができる子。そんな子どもにしかヒットしない思慮のない教育は、公教育にもかかわらず格差を助長する、教育差別です。

ひるがえって公教育には、食べさせるのに精一杯の家庭の子、保護者も在宅となり学校でしかゆったりと学習できない子、障がいがあり専門的な配慮の中で教育を受けたい子、先生の励ましや友だちと一緒に学ぶことで「わかった!」「勉強が楽しい!」と言えるようになる子、そして、そうした多様な子どもと一緒に学べるメリットがあります。

特に1年生は、義務教育のスタートです。すべての学校で実施している、幼児教育での「豊かな遊び」を通しての学びを、円滑に、楽しく学校教育に接続する「スタートカリキュラム」には、先生が持っている専門的な知識や教育技術が必要です。そんなとき、「遅れている!」からと、ドリルや教科書でどンドンひらがなを書かせるといった古典的で無配慮な教育方法は、スタートから子どもたちをつまづかせ、目先の焦りで、取り返しのつかない「遅れ」と「格差」を生みかねません。

教育の目的は、「人格の完成」「平和で民主的な国家及び社会の形成者」「心身ともに健康な国民の育成」（教育基本法第一条）です。もちろんこれには、人を差別するような人間には育てないということも含まれます。そして教育は、「あらゆる機会に、あらゆる場所において」行う（教育基本法第二条）ものです。8月、例年より随分と短い夏休みになり、子どもたちは冷房があるからと、「学校」で1日中勉強を強いられました。楽しみにしていた行事なども中止や縮小を余儀なくされました。果たしてこれで、「心身ともに

健康な国民」は育成されるのでしょうか。子どもたちに「遅れている！」という前に、地域と学校がそれぞれの良さと強みを生かして、健やかな子どもの育成のために、今、これから、何ができるかを考えてみませんか。